

○ 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第号）	第四条第一号及び第二号	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成十二年総理府令第九十八号）	第二十八条	環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成十二年総理府令第九十八号）	第二十七条
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第二（第五条関係）		別表第二（第五条関係）	

(略)	(略)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）</p>	<p>第六条の二第四号（第六条の六第二号、第六条の十二第四号及び第六条の十五第二号においてその規定の例によることとする場合を含む。）、<u>第六条の二第六号（第六条の六第二号</u>においてその規定の例によることとする場合を含む。）並びに<u>第六条の十二第一号及び第二号</u></p>
<p>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第<u>号</u>）</p>	<p>第四条第一号及び第二号</p>	(略)	(略)
(略)	(略)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）</p>	<p>第六条の二第四号（第六条の六第二号、第六条の十二第四号及び第六条の十五第二号においてその規定の例によることとする場合を含む。）及び<u>第六条の二第六号（第六条の六第二号</u>においてその規定の例によることとする場合を含む。）</p>
(新設)	(略)	(略)	(新設)